

## ○三重大学環境・情報科学館 1 階ホール使用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、三重大学環境・情報科学館 1 階ホール（以下「ホール」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 ホールは、三重大学（以下「本学」という。）の環境教育及び環境研究等の進展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この内規において「部局等」とは、本学の各学部又は研究科，教育推進・学生支援機構，研究・社会連携統括本部，みえの未来図共創機構，研究基盤推進機構，地域拠点サテライト，附属図書館，医学部附属病院，国際交流センター，情報基盤センター，地球環境センター，保健管理センター及び事務局（監査チームを含む）をいう。

(使用の範囲)

第4条 ホールは、次に掲げる場合に使用できるものとする。

- (1) 本学が主催する行事に使用する場合
- (2) 部局等が主催する行事に使用する場合
- (3) 本学の教職員又は学生等の団体が主催する講演会，研究会，発表会等に使用する場合
- (4) その他ホールを管理する施設部施設環境チーム 担当課長（以下「担当課長」という。）が適当と認める場合

(使用の範囲の特例)

第5条 前条の内規にかかわらず、本学の使用に支障がない場合には、国，地方公共団体及び教育・学術団体その他担当課長が適当と認める団体にホールを使用させることができる。

(使用できない日)

第6条 ホールを使用できない日は、本学の休業日とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

(使用時間)

第7条 ホールの使用時間は、原則として9時から17時までの間とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

(使用手続)

第8条 ホールを使用しようとする者は、ホール使用申請書フォームより、ホール使用手続き（以下「手続き」という。）を行わなければならない。

2 手続きは、原則として使用しようとする日の2週間前までに行わなければならない。

(使用の許可)

第9条 担当課長は、前条第1項の手続きがあったときは、その使用目的等を審査し、適当と認めるものについて、使用を許可する。

(使用許可基準)

第10条 前条の内規により使用を許可する場合の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 内規に定める要件を満たしていること。
- (2) 使用目的が営利を目的としないものであること。
- (3) 特定の政治，宗教等にかかわる集会でないこと。
- (4) その他ホールの使用として適当と認めたものであること。

(使用日時の変更等)

第11条 申請者が、使用の許可を受けた後において使用の日時等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに変更手続きを行わなければならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 担当課長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を取消し、変更し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 本学において使用する特別な事情が生じたとき。
- (2) 使用者がこの内規及び使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 申請書の記載事項が事実と反するとき。

2 前項の内規により使用の許可を取消し、変更し、又は使用を中止させたことによって、使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責を負わないものとする。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用が終了したときは、速やかに施設、設備及び備品等を使用前の原状に回復のうえ返還するものとし、原状回復が困難であると認められた場合は、費用を弁償しなければならない。

(事務)

第14条 ホールの管理及び運営に関する事務は、施設部施設環境チームにおいて処理する。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、ホールの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。